

東館南集会所

〒329-0611

上三川町大字上三川1223-1

☎(56)8506

ひとり一人の人権を認め合う地域づくり町づくり 令和4年度「上三川町人権カレッジ」を開催しました

前号に続いて「上三川町人権カレッジ」第3回から第5回の講演内容をお伝えします。

第3回（11月14日） 「国際人権条約を機能させ、制度的差別を解消しよう」



講師：人権センターとちぎ ^{わだ} 和田 ^{けんいち} 献一氏

「2016年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が成立。マイノリティの人権が確認された。国際人権の潮流はマイノリティの人権を保障し多様性を尊重する傾向にある。部落差別、女性差別、外国人差別等の原因となる制度的差別をなくすことが差別解消につながる。国際人権諸条約を機能させ、法律や制度を変え、多様性を尊重する社

会の実現を目指していくべきだ。」

〈受講者の感想〉「日本が抱えるさまざまな問題について現状を知ることができた。」

第4回（11月19日） 「犯罪被害者の心情と支援の現状」



講師：全国被害者支援ネットワーク ^{わか} 和氣 ^{みちこ} みち子氏

「加害者の人権は守られるのに犯罪被害者の人権は認められてこなかった。22年前、19歳だった娘は飲酒居眠り運転の10tトラックに正面衝突され命を奪われた。それ以来、飲酒運転根絶を目指して活動を続けてきた。犯罪被害者とその家族は事故による一次被害（生命・身体・経済面）に次いで、二次被害（生活が一変する、過熱報道、うわさ話等による精神的被害）を受ける。回復には周囲の支援が不可欠である。全国の被害者支援センターは民間団体として被害者への相談や支援を行っている。」

〈受講者の感想〉「“一度被害に遭うと二度と元に戻れない”という言葉が心に残った。」

第5回（11月28日） 「相談室から見た子どもたち」



講師：栃木県カウンセリング協会 ^{まるやま} 丸山 ^{たかし} 隆氏

「児童憲章に“児童は、人として尊ばれる”とある。いじめは絶対ダメ。子どもの心に傷を残す。大人になってもその傷は残る。兄弟や他の家の子と比べるのも子どもには差別になる。いつもと違う行動は子どもからのSOS。大人は子どもをきちんと見守ってやる。誰かが見守ってくれるという安心感が子どもには必要。誰か一人でも自分を大切に思ってくれる人がいれば、非行を犯した子ども立ち直っていく。子どもの心を支えるのは親の愛と共感的理解。」

〈受講者の感想〉「具体的な事例に基づいた話で、子どもへの接し方の参考になった。」

▶問い合わせ先＝生涯学習課 生涯学習係 ☎(56)9159